

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 4 月26日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第10号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第212の項中「広島市南区仁保沖町（仁保インターチェンジ）」を「広島市南区仁保沖町（仁保ジャンクション）」に改め、同表中56の2の項を56の4の項とし、同表56の項中「18番5先」を削り、「広島市南区宇品海岸三丁目328番337先」を「広島市中区光南四丁目6番先」に改め、同項を同表56の3の項とし、同表55の項の次に次のように加える。

56	県道広島東インター線 (広島高速1号線)	広島市東区福田三丁目（広島東ジャンクション）から 広島市東区温品二丁目14番先まで
56の2	県道府中仁保線 (広島高速2号線)	広島市東区温品町字磯合（温品ジャンクション）から 広島市南区仁保沖町（仁保ジャンクション）まで

別表第2127の項中「広島市南区仁保沖町（仁保インターチェンジ）先」を「広島市南区仁保沖町（仁保ジャンクション）」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。